

難病指定医及び協力難病指定医の皆さまへ

2023（令和5）年10月1日から難病医療費助成制度が変わり、 指定難病の臨床調査個人票に 「診断年月日」欄が追加されます

特定医療費の支給開始日を確認するため、臨床調査個人票の「診断年月日」欄には
「当該臨床調査個人票に記載された内容を診断した日」
を記載いただきますようお願いいたします。

< 10月1日からの臨床調査個人票 >

: 改正箇所

記載年月日	西暦	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	日
診断年月日	西暦	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	日

- ・病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えありません。（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限りです。）
- ・治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い状態を記載してください。
- ・診断基準、重症度分類については、
「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」（平成26年11月12日健発1112第1号健康局長通知）を参照の上、ご記入ください。
- ・**診断年月日欄には、本臨床調査個人票に記載された内容を診断した日を記載してください。**
- ・審査のため、検査結果等について別途提出をお願いすることがあります。

※「診断年月日」欄のない臨床調査個人票を難病患者が持参した場合は、
特記事項欄又は欄外に診断年月日を記載してください。

< 診断年月日の具体的な考え方 >

■ 診察や検査結果等から、当該指定難病の診断基準を満たし、 且つ、当該指定難病が原因で重症度分類を満たしていると総合的に診断した日

※令和5年10月1日以降の申請から適用となります。

※「診断年月日」が「記載年月日」と同日の場合は、同日を記載してください。

ただし、重症度分類を満たしていないと診断した場合は、「診断年月日」欄は記載不要です。

新しい臨個票は、「難病情報センター」のホームページからダウンロードできます。
(<https://www.nanbyou.or.jp/>)

難病情報センター

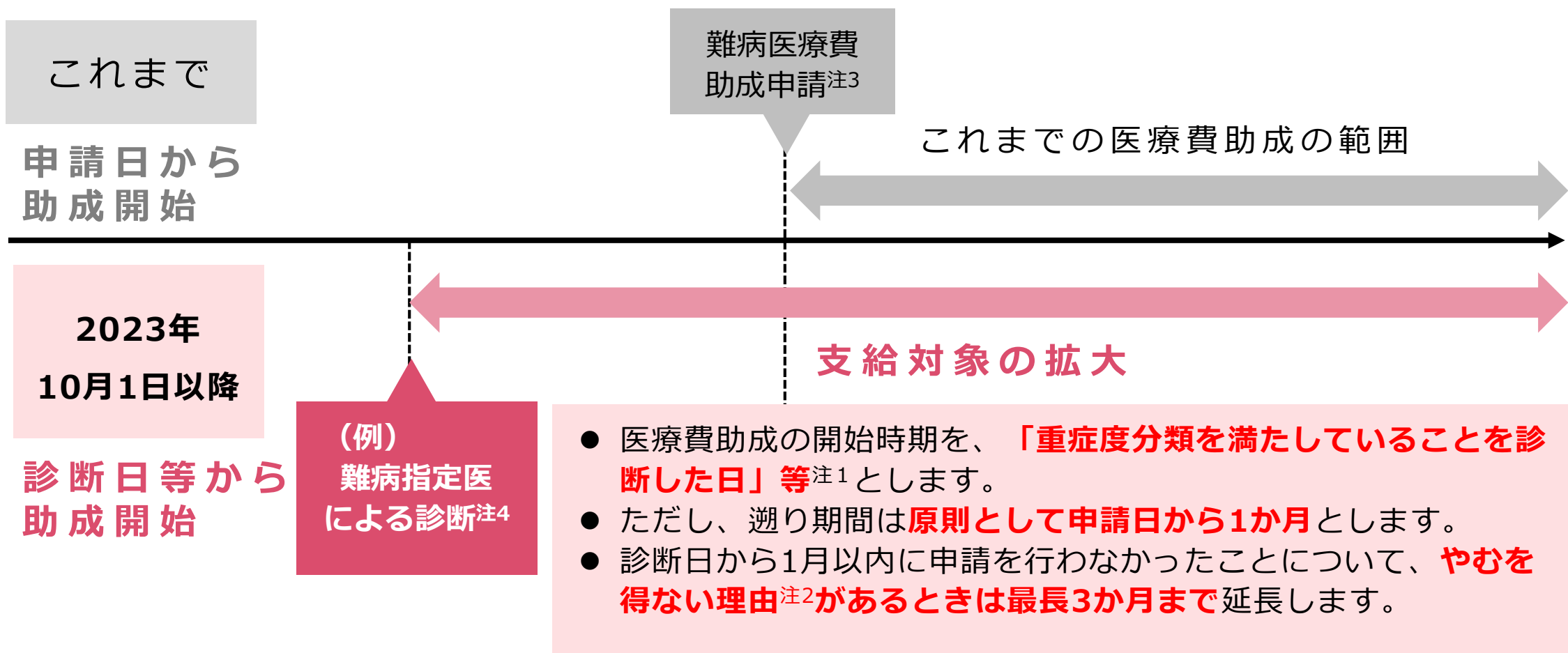
検索

特定医療費の支給開始日の見直しの概要については、（別添）の周知チラシをご確認ください。

2023（令和5）年10月1日から難病医療費助成制度が変わり、 助成開始時期を前倒しできます

助成の開始時期が、申請日から、
「重症度分類を満たしていることを診断した日等」へ前倒し可能になります

医療費助成の見直しのイメージ



注1 重症度分類を満たさない場合であっても、以下の要件を満たした方は医療費助成の対象となります（軽症高額対象者）。軽症高額対象者は、医療費助成の開始時期を、「その基準を満たした日の翌日」とします。

助成要件	申請月以前の12か月以内に、その治療に要した医療費総額が33,330円を超える月が3月以上あること
------	---

注2 診断書（臨床調査個人票）の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した など

注3 2023（令和5）年10月1日以降の申請から適用します。ただし、2023年10月1日より前の医療費について、助成の対象とすることはできません。

注4 特定医療費の支給開始日を確認するため、臨個票に新たに「診断年月日」の欄を設け、指定医において、臨個票に記載された内容を診断した日を記載します。

指定難病に関する情報は、「難病情報センター」ウェブサイトをご覧ください。

都道府県・指定都市ごとの相談窓口や難病指定医・難病指定医療機関、指定難病の疾病概要や診断基準などが掲載されています。

難病情報センター

検索

<https://www.nanbyou.or.jp/>

医療費助成の申請方法について、詳しくはお住まいの都道府県・指定都市の窓口にお問い合わせください。

「診断年月日」に関するよくあるご質問①

Q. 診断年月日欄と記載年月日欄の考え方の違いは何か。

A. 「診察や検査結果等から、当該指定難病の診断基準を満たし、かつ、当該指定難病が原因で重症度分類を満たしている」と総合的に診断した場合、速やかに臨個票を記載いただくため、基本的に「診断年月日」欄には「記載年月日」欄と同じ日付が記入されるものと考えております。しかしながら、臨個票の記載依頼を受けるなどして、医療費助成の認定基準を満たすことを診断していただいてから、臨個票を記載するまでの間にタイムラグが生じる場合もあるため、それぞれの欄を設けております。

※ 具体的には以下の例もご参照ください。

(例1) 臨個票の記載依頼を受けるなどして、医療費助成の認定基準を満たすことを診断したが、実際に臨個票を記載するまでに期間があいてしまった場合

令和6年1月10日 臨個票の記載依頼があり、診断基準・重症度分類を満たしていることを診断

令和6年1月15日 臨個票を記載

⇒ この場合の診断年月日は、**令和6年1月10日**となる。

(例2) 診断基準・重症度分類を満たしていることを確認し患者に伝えているものの、患者から臨個票の記載依頼がないなど、臨個票を記載するまでに期間があいてしまった場合

令和2年2月1日 指定難病の診断基準・重症度分類を満たしていることを診断

令和6年1月10日 臨個票の記載依頼があり、改めて診断基準・重症度分類を満たしていることを診断

(こども医療費助成制度を利用していた等の理由により、
指定難病の医療費助成を申請するタイミングが遅れた場合を含む)

令和6年1月15日 臨個票を記載

⇒ この場合の診断年月日は、**令和6年1月10日**となる。

(例3) 臨個票の記載依頼を受けるなどして、医療費助成の認定基準を満たすことを診断したが、改めて指定医が臨個票を記載する段階で重症度が悪化していた場合

【潰瘍性大腸炎（中等症以上が重症度分類を満たす）の例】

令和6年1月1日 潰瘍性大腸炎の診断基準を満たすと診断

令和6年1月10日 潰瘍性大腸炎の重症度分類を満たすと診断（中等症）

令和6年1月20日 潰瘍性大腸炎の重症度分類が悪化したと診断（重症）←最重症時

令和6年1月30日 臨個票を記載

⇒ この場合の診断年月日は、**令和6年1月10日**となる。

※ 重症度分類欄には悪化後（最重症時）の内容を記載することになるが、
診断年月日欄には悪化前の日付を記載いただきたい。

「診断年月日」に関するよくあるご質問②

Q. 治療の継続のための転院等を理由に、診断基準と重症度を満たしたと診断した医師と実際に臨個票を作成する医師が異なる場合、いつを診断年月日とすればよいか。

A. 転院先の指定医が臨個票を記載する場合は、転院先の指定医において、改めて医療費助成の認定基準を満たすことを診断した日を記載してください。

※ 具体的には以下の例もご参照ください。

(例) 2月1日 A病院にて、指定難病の診断基準・重症度分類を満たしていることを診断
3月1日 ⇒ (B病院へ転院)
B病院の指定医が、A病院からの診療情報提供書や検査データから、
指定難病の診断基準・重症度分類を満たしていることを診断
4月1日 臨個票を記載
⇒ 記載年月日：4月1日
診断年月日：3月1日 (※)

※ ただし、B病院の指定医が、A病院の診断に誤りがなく、医学的な根拠をもって、その時点で指定難病の診断基準・重症度分類を満たしていることを確認できた場合のみ記載可能。
なお、疑い例や再検査が必要である場合等の診断年月日は、B病院の指定医が3月1日以降に診断した日となる。

また、A病院での診断年月日(2月1日)が妥当と考えられる場合は、A病院の指定医に臨個票を記載してもらう必要がある。(A病院の医師が難病指定医でない場合、2月1日を診断年月日とすることはできない)

Q. 「診断年月日」について、「診察や検査結果等から、当該指定難病の診断基準を満たし、且つ、当該指定難病が原因で重症度分類を満たしていると総合的に診断した日」を記載することとなっているが、記載年月日の直近6か月以内の日付でないといけないということか。

A. 臨床調査個人票にも記載のとおり治療開始後における重症度分類について、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い状態を記載することとなっているため、記載年月日の直近6か月以内の日付となります。

Q. 更新申請の場合でも「診断年月日」について、記載が必要か。

記載を要する場合、一番最初に診断された日を毎回記載するのか、それとも毎回更新時の臨個票を作成する際、継続が妥当と診断された日を記載するのか、どちらか。

A. 原則記載の必要はありませんが、更新申請を行えず、医療費助成の受給期間が切れてしまった場合の申請については、特定医療費の支給開始日の遡りの対象となるため、記載が必要となります。また、記載を要する場合の診断年月日については、後者の「継続が妥当と診断された日」としてしてください。